

子どもの権利委員会 対日審査 1日目の報告

(児童の権利委員会)

作成者 藤木 俊一

iRICH 国際歴史論戦研究所 上席研究員

テキサス親父日本事務局 事務局長

| | |
|---|-----|
| 1. 国連子どもの権利委員会 1日目の所感 | P2 |
| 2. 外務省大鷹審議官の冒頭発言 | P3 |
| 3. 国連子どもの権利条約に関して | P6 |
| 4. 国連子どもの権利委員会に関して | P6 |
| 5. 大鷹審議官の冒頭での発言の要約 | P8 |
| 6. 国内人権機構に関して | P9 |
| 7. 内閣府はどのような役割を果たすのかに関して | P9 |
| 8. サンドバーグ委員質問の市民社会との協力に関して | P9 |
| 9. 国連子どもの権利委員会のタスクフォース・コーディネーター質問のデータに関して | P10 |
| 10. 子どもの貧困対策についてのデータに関して | P10 |
| 11. 子どもへの暴力・体罰の禁止に関して | P11 |
| 12. サンドバーグ委員質問の家庭内での体罰に対する取り組みに関して | P11 |
| 13. 予防のための取り組みが十分でないのではとの質問に関して | P12 |
| 14. 児童相談所の職員の数が少ないのではとの質問に関して | P12 |
| 15. 学校における体罰に対する質問に関して | P12 |
| 16. イジメに関して | P13 |
| 17. どうやって子どもを助けるのかとの質問に関して | P13 |
| 18. <委員からのフォローアップ> | P13 |
| 19. ウインター委員長からの質問 | P14 |
| 20. サンドバーグ委員質問の「安全な学校宣言」に関して | P14 |
| 21. サンドバーグ委員質問の性的搾取とビジネスの関係に関して | P14 |
| 22. 包括的な法律に関して(カゾバ委員質問) | P15 |
| 23. 最低婚姻年齢の変更に対する質問に関して(カゾバ委員質問) | P15 |
| 24. 「非嫡出子」という文言を法律から削除しないのかに関して(カゾバ委員質問) | P15 |
| 25. フォローアップ質問(ロドリゲス委員) | P16 |
| 26. 最高裁がどのような言葉を使って判断の中で書いたのかに関して | P17 |
| 27. 最高裁はどう言っているのかに関して(カゾバ委員質問) | P17 |
| 28. 家族環境と代替ケア問題に関して再質問 | P17 |
| 29. 追加質問(ロドリゲス委員) | P19 |
| 30. 子どもの権利委員会からの質問に対する日本政府の委員会への回答の一部抜粋 | P21 |
| 31. 作成および採択の経緯(日本政府) | P23 |

日 時 : 現地時間2019年1月16日 15時～ (日本時間) 1月17日午前0時～

場 所 : パレ・ウイルソン ジュネーブ・スイス

議 長 : Ms. Renate Winter (オーストリア)

日本側団長 : 外務省・大鷹正人審議官

1. 国連子どもの権利委員会 1日目の所感

「子どもの権利委員会」は、昨年2月にNGOとのプレ・セッションを行い、各NGOから出された意見書に対して、委員たちが補足的な聞き取りなどを行い、それを元に日本政府に対し、今回のメイン・セッションでの質問事項を前もって書面にて提示していた。

我々は、この時点でのプレ・セッションの動きを掴んでいなかったのと、子どもの連れ去り問題にの詳細に関しては調査中でもあったので、この2月のプレ・セッションには、意見書を出さなかった。

しかし、メイン・セッションに間に合うように、昨年12月に合同1本、個別4本の合計5本の意見書を子どもの権利委員会に対し提出した。これが可能となった背景は、昨年10月に名古屋で開催した「子どもの連れ去りを国連に報告するセミナー」への参加者(被害者)の皆様から多くの情報が寄せられたためだ。

今回の第80会期・子どもの権利委員会16日の対日審査の前半は、2月のプレ・セッションで出ていた様々な問題に関して、日本政府からの回答、および、委員からの更なる質問が出された。

そして、後半には、我々が提出した「子どもの連れ去りに関する意見書」に関して、2人の委員から、日本政府への質問が行われ、翌17日のセッションまでに日本政府に回答を求めた。

これは、「子どもの連れ去り問題」の解決に向けて活動している全ての関係者、**自分の子どもに何年も会えない被害者たちにとって、大きな一歩となったと言える**。今回1回だけで何とかなる問題ではなく、国連子どもの権利委員会の委員たちも、これから様々な知識を吸収し、あるべき姿を模索するので、我々も積極的に様々な情報提供を行う予定である。

同時に、国内の関係各省庁、各所に対する働きかけに関しても、平成31年は、加速する年になると考える。

今回、「子どもの連れ去り問題」に関する意見書を提出作成に協力して下さった方々、様々な情報を提供して下さった方々、リーガル面での多大なサポートをいただいた日本橋さくら法律事務所の上野晃弁護士、時間の余裕がない中で、非常に短時間で適格な翻訳をいただいた茂木弘道氏に対して、感謝の意を示したい。

子どもの連れ去り問題に関する問題解決のための我々の取り組みは、まだ始まったばかりであり、今後は、さらに解決への努力、各方面への働きかけが必要と思われる。

2月25日より行われる国連人権理事会へは、この委員会の結果を持って、実際の被害者を伴って、発言を

して貰う予定である。

尚、この報告書では、子どもの連れ去り問題に関する部分は、**赤色文字**で記載している。

日本政府が国連に同行させた通訳に関してであるが、通訳途中で通訳をやめて次の話題に行ったり、数字が間違っていたり、意味が通じていなかったりと、誤訳が多く、多くの部分を、再度、英語での発言を元に翻訳をし直した。よって、国連の動画の日本語の通訳よりも、正確に詳細に記載している。

2. 外務省大鷹審議官の冒頭発言

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

本日、児童の権利条約第4回・第5回日本政府報告審査に際し、日本政府代表団を代表し、児童の権利の尊重及び確保に向け、日々精力的に活動されている貴委員会の活動に心から敬意を表します。

本日、我が国の審査会場が満員となっていることは恐縮の限りです。これは光栄なことであり、児童の権利の保護に向けた我が国の政策や取組について多大な関心が寄せられていることの表れであると受け止めております。我々18名からなる、我が国の強力な代表団は、皆様からの高い注目にお応えできると私は断言いたします。

2019年、児童の権利条約は、国連総会での採択から30周年を迎えました。また、我が国にとっては、本条約を批准してから25周年の節目にあたります。このような非常に重要な節目の年に、貴委員会と建設的な対話の機会を得られたことを光栄に思います。

世界に目を向けると、紛争地域では、最も弱い立場にいる子どもたちが攻撃の対象とされ、残虐な暴力に晒されている状況が続いています。我が国の審査は、シリアの審査のすぐ後に行われていると承知しております。同審査ではこうした議論も多く繰り広げられたことでしょう。多くの子どもたちが命の危険により出身国や地域からの避難を余儀なくされており、長引く危機の中で希望の見えない未来に直面しています。

児童の権利条約の重要性がますます高まる中、我が国として、世界各地で困難な状況にある子どもたちを一層支援していきたいと考えます。

国内においては、紛争下の文脈とはやや異なるかもしれませんが、戦後70数年の歩みの中で、日本の人口動態は大きく変化し、子どもに焦点を当てれば、ベビーブームから少子高齢化の時代に移行してきました。戦後の復興と経済成長の中では、教育や母子保健等の基礎的なニーズが中心でありましたが、現在では、いじめ、虐待、性的搾取、子どもの貧困、国際的な子の奪取等、取り組むべき課題が多様化・複雑化しています。特に、我が国が抱える少子高齢化は、「国難」とも呼ぶべき課題です。これに真正面から立ち向かい、子どもたちをはじめ全ての世代が安心できる社会制度を確立するため、我が国政府は鋭意取り組んでおります。

2010年5月の貴委員会による第3回審査から、約9年が経過しました。我が国は、貴委員会からの勧告を真摯に受け止め、我が国における児童の権利の保護・促進を着実に進めてまいりました。その一方、先ほど述べたような様々な課題が顕在化してきたことも事実です。国際的にも、様々な新しい課題も意識されるようになってきました。今次審査において、貴委員会には、我が国の取組に対する建設的なご助言を期待しますし、

それを大事な参考材料にしていきたいと思っています。

また、先ほども申し上げましたとおり、今次審査では、日本の市民社会からも多くの方々が傍聴されております。我が国政府としては、市民社会による様々な活動の重要性を認識しており、幅広い意見を拝聴し条約の実施促進に反映させることは重要であると考えております。このような観点から、今次政府報告書の作成にあたり、2016年2月に一般市民及びNGOを含むステークホルダーとの意見交換会を開催したほか、各分野においても関係各府省庁と市民社会との意見交換を行い、共に取組を進めてきました。政府は、今後とも引き続き市民社会との対話と協力を重視していく考えです。

また、日本国民は、戦後の苦しい時代に日本の子どもたちを支援したユニセフに特別の思い入れを有しており、政府としても平素から緊密に連携し、世界中の子どもに対する人道・開発支援や子どもの権利の保護に取り組んでいます。また、一般市民からのユニセフへの寄付が世界の中で長年トップレベルとなっていることは、日本国民による世界中の子どもたちへの強い気持ちを示していると感じております。

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

ここで、政府報告でも取り上げた、我が国が前回の審査以降、9年間に進めた取組をいくつかご紹介いたします。特筆すべき進展のあった9つの分野について、ご説明いたします。

<（1）子育て及び教育>

先に述べた少子高齢化に立ち向かうため、安倍政権は、未来を担う子どもたちや子育て世代に大胆な投資を行っています。第一に、待機児童問題の解消に向けた取組が挙げられます。第二に、2019年10月に、幼児教育の無償化を実現します。そして第三に、2020年4月には、真に必要な子どもたちへの高等教育無償化を実現します。我が国政府は全ての世代が安心できる社会保障制度へと、今後3年をかけて改革を進めていく所存です。

<（2）子ども・若者育成支援推進大綱>

前回勧告を踏まえ、条約の理念に乗っ取って子ども・若者育成支援施策を推進するための国内行動計画として、2010年7月に「子ども・若者ビジョン」、2016年2月に「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定しました。今後も、同大綱に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者を含め、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自律・活躍できる社会の実現を目指した施策を推進していきます。

<（3）子どもの貧困対策>

子どもの貧困対策の総合的推進のため、2013年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。これらに基づき、全ての子どもが家庭の経済事情にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる社会の実現に向け、児童扶養手当や奨学金の拡充など、多方面にわたって施策を推進してきています。

<（4）いじめ防止対策>

いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、2013年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、同年10月、いじめ防止基本方針を策定しました。さらに、いじめが背景にある自殺や不登校等事案の調査に関するガイドラインを策定したほか、道徳教育の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充等の対策に取り組んでいます。

<（5）児童福祉>

我が国は、2016年6月に、児童福祉法及び児童虐待防止法等を改正しました。この中で、全ての児童は、

条約の精神に則り、適切な養育を受け、健やかな成長・発ちや自立等を保障される権利を有する旨を明確にしました。さらに、国及び地方公共団体は、乳幼児健診等の母子保健施策が児童虐待の発生防止及び早期発見に資することに留意して当該施策を講ずべきことを明記しました。

<（６）児童虐待防止対策>

また、痛ましい虐待事件が繰り返されないよう、２０１８年７月に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底を図り、子どもの命を守る社会づくりを全力で進めております。

<（７）児童の性的搾取等に係る対策>

また、我が国は、２０１７年４月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子どもの性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、子どもの性被害の撲滅に向けた国民意識の向上に向けた取組及び国民運動を展開し、国際社会との連携の強化や、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援等を推進しています。

<（８）民法改正（婚姻開始年齢、非嫡出子相続分に関する規定）、刑法改正（強姦罪の見直し）>

我が国の国内法の根本を成す民法と刑法についても、歴史的な改正を行いました。

第一には、従前、女性の婚姻開始年齢は１６歳と定められ、１８歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていたところを、２０１８年６月の民法の改正により、女性の婚姻開始年齢を１８歳に引き上げることによって、婚姻開始年齢を男女とも１８歳としたことが挙げられます。

第二には、２０１３年１２月の民法の改正により、法定相続分を定めた民法の規定のうち、嫡出でない子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）の相続分を嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子）の相続分の２分の１と定めた部分を削除することによって、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等としたことが挙げられます。

第三には、２０１７年６月の刑法の改正により、女性及び女児を被害者とする性交のみを対象としていた強姦罪の構成要件が見直されたほか、児童を含め、被害者の告訴なく起訴し得ることとしたことが挙げられます。

<（９）国際条約（ハーグ条約及び人身取引議定書の締結）>

我が国は、前回審査以降、児童の利益を守るために新たに条約を締結いたしました。

２０１４年にはハーグ条約（正式名称：国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を締結しました。また、２０１７年には、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書（正式名称：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）を締結しました。

以上ご紹介した我が国の取組は、前回の貴委員会からの勧告を踏まえて行ったものであることを申し添えます。

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

<持続可能な開発目標（SDGs）の取組>

我が国は、誰一人取り残さない社会を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の推進を通じて、少子高齢化やグローバル化の中で実現できる、「豊かで活力ある未来像」を、世界に先駆けて示していきます。そのため、SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメントを大きな柱の一つと捉え、次世代によるSDGs推進を後押ししています。安倍総理大臣も、２０１８年に、自ら本部長を務めるSDGs推進本部の会合において、「子や孫の世代に誇れる日本」を作るべく、未来を担う子どもたちや女性に大胆に投資すると述べています。また、教育・保健分野における取組として、国内において幼児教育から高等教育まであらゆる段階において「質の高い教育」を実施します。本年に日本で開催されるG20関連会合やTICAD7を通じ、我が国の経験を諸外国

と共有しつつ、国際教育協力や UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）を推進していきます。

<子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）>

SDGs 16. 2には、「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」とあります。同目標の実現のために立ち上げられた「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」に関し、我が国は、2018年2月にパスファインディング国に入りました。また、我が国政府は、GPeVACの活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」に対し、人道分野への初の拠出国として約600万米ドルの拠出を行いました。この拠出は、ナイジェリア及びウガンダにおいて暴力の脅威に直面する子どもを保護するために活用されています。このほかにも、市民社会からの要請を受け、関連のセミナーを開催し、また、市民社会の代表とこの分野における議論を深めるため、マルチステークホルダーのプラットフォームを立ち上げる準備会合を開催しました。我が国は、世界中の全ての政府に対してこうした取組に加わるよう呼びかけます。

議長、児童の権利委員会委員の皆様、

最後に、我が国政府は、今後とも、全ての子どもが将来への夢と希望を持てるより良い世界を築くために、児童の権利の尊重及び確保に向けた国際社会における議論を推進すべく、たゆまぬ努力を行っていく所存です。児童の権利の促進に関して、自己満足に陥ってはならないと考えますし、日本としても決してそのつもりはありません。また、児童の権利条約に関する本日の重要な審査において、我が国政府代表団は、委員の皆様に関心事項に対し、誠意を持って拝聴し、回答を行う用意があります。本日及び明日、皆様と有意義な議論が行われることを希望致します。

3. 国連子どもの権利条約に関して

「国連子どもの権利条約」は、1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択され、1990年9月2日に発効。日本国内では1994年5月22日から効力が発生した。

4. 国連子どもの権利委員会に関して

現在、国連子どもの権利委員会の委員は、18名で構成されており、その詳細は以下の次の通り。

（この中の4名が対日審査のタスク・フォースとなっているので、その委員たちだけ顔写真を掲載する）



委員長： Renate Winter

オーストリア・ウィーン出身 1944年生まれ

現シエラレオネ共和国の特別控訴裁判所の委員でもあり、

2008年～2010年までは、シエラレオネの特別裁判所長官

（国連事務総長より任命）



副委員長： Olga a. KHAZOVA

ロシア出身 准教授 法学博士 家族法専門



副委員長： José Angel RODRÍGUEZ REYES

ベネズエラ・カラカス出身 1967年生まれ



委員： Kirsten SANDBERG 1954年生まれ

ノルウエー出身 Oslo大学の国際公共法の教授



委員： Ann Marie SKELTON 1961年生まれ 南アフリカ出身

Pretoria大学 法学部教授
南アフリカのユネスコの教育法のChairperson



副委員長：Ms. Suzanne AHO ASSOUMA トーゴ人（1952年ベトナム生まれ）

副委員長：Mr. Clarence NELSON サモア人

委員：Ms. Amal Salman ALDOSERI バーレーン人

委員：Ms. Hynd AYOUBI IDRISI モロッコ人

委員：Mr. Jorge CARDONA LLORENS スペイン人

委員：Mr. Bernard GASTAUD モナコ人（報告者）

委員：Mr. Hatem KOTRANE チュニジア人

委員：Mr. Cephas LUMINA ザンビア人

委員：Mr. Gehad MADI エジプト人

委員：Mr. Benyam Dawit MEZMUR エチオピア人

委員：Mr. Luis Ernesto PEDERNERA REYNA ウルグアイ人

委員：Ms. Velina TODOROVA ブルガリア人

委員：Ms. Mikiko OTANI 日本人

平成31年1月16日の委員会初日は、外務省・大鷹正人審議官と杉浦正俊人権人道課長が定刻15時に着席するが、議長のRenate Winter氏は、15時14分に着席。Winter議長は、15時20分くらいに大鷹審議官に準備の状況を確認。定刻から22分遅れの開催になった。15時22分に議長が、「発言の前には自己紹介をするように」と促し、大鷹審議官からのオープニングの発言が始まった。

5. 大鷹審議官の冒頭での発言の要約

「私を含む外務省は、条約や条項がどのように履行されているかを確認する担当である。必要な対策等は、各

省庁が行う事を説明し、全てに関してカバーする」

6. 国内人権機構に関して



・法務省 真鍋ひろゆき氏

新しい国内人権機構の設置に関しては、権限、調査対象とするべき人権侵害の範囲に関して、国内に様々な意見があり、現在、国内人権機関の地位に関するパリ原則等に基づき検討中。

7. 内閣府はどのような役割を果たすのかに関して



・内閣府 北風こういち氏

総合調整に関して説明する。日本の子ども・若者の育成支援の対象には、18歳以下の子どもの「最善の利益」を尊重し推進する。

「子ども若者育成推進法」「子ども若者育成推進大綱」に規定している。

これは、総理を筆頭に全ての大臣の参加・同意の下に策定されるもので、具体的な実施の取り組みの実施を定めた「国内行動計画」である。

同計画に基づく施策の実施状況は、毎年、国会に細かく報告し、公表している。

18歳以下の子どもの権利へ対応が十分に行われていないという具体的実態までは内閣府は把握していない。同計画に基づく施策の実施状況は、まもなく有識者による点検評価を行う。

点検評価の実施で、18歳以下の子どもの最善の利益のために何が足りないのかなども審議されるため、**委員会も示唆して欲しい。**

8. サンドバーグ委員質問の市民社会との協力に関して



・外務省 杉浦課長

市民社会との協力に関する質問に関しては、意見交換を市民社会と行っている。報告書を起草するにあたっては、市民社会と意見交換をした。市民社会との意見交換は、外務省だけではなく、厚労省・法務局・法務省、文科省なども、NGOや市民社会と検討を重ね、市民社会から貰っている協力を高く評価している。

グローバル・パートナーシップの話をしたが、ユニセフなどのNGOと協力し、「パス・フラインディング・カントリー」と言うが、昨年2月には、解決策をまとめるための会合を行った。このための

委託というマルチ・ステーク・ホルダーのプラットフォームを作り、協力しながら行っている。GPeVACだけに関してだけではなく、日本のユニセフ協会なども協力している。

SDGsに関して、様々な分野での子どもの権利と関連性があるが、その分野でもSDGsを促進させるための円卓会議も作った。政府代表だけではなく、NPO/NGO・知識人、国際組織、民間セクターも参加して協力関係を築いている。

ナショナル・アクション・プラン（国家行動計画）に関して、人権とビジネス人権については、国別行動計画を策定している。この過程に於いて、現在、市民社会やステーク・ホルダー（利害関係者）からの意見を聴取しており、今までに10回の会合を行っている。

市民社会とともにプラットフォーム（討論の場）を作り、アイデアや勧告を受けている。第2回目を来月から始める事になっている。この過程に於いて、NGOや市民社会からの意見を貰っている。例として、児童労働に関して、権利についても意見を聴取している。

優先順位や、現在のやり方とその他の政策の間での齟齬（そご）に関しては分かっていないが、利害関係者や広範囲からの意見を聴取している。パブリック・コメントも貰い、現在、進行中であり、出来上がったら公開する。市民社会から多くが出席している。



9. 国連子どもの権利委員会のタスクフォース・コーディネーター質問のデータに関して

・内閣府 北風こういち氏

データの整理・公表に関して、子どもや若者の現状について、現在、人口・健康と安全・教育・非行などのデータを体系的に整理している。子ども・若者白書を通して毎年公表している。この整理方法が不十分ではないかとの指摘について、今後どのような整理をすれば分かりやすいのか、委員の方々の意見を聞き改善したい。



10. 子どもの貧困対策についてのデータに関して

・内閣府 魚井ひろやす氏

子どもの貧困対策の推進にあたり、「子どもの貧困の対策に関する法律」および「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、子ども等に関する教育、生活、就労、経済的支援等、総合的に施策を推進している。

同大綱では、子どもの貧困に対する25の指標を定め、改善状況を見て対策を行っている。その内の子どもの貧困率は、2015年の13.9%になり、2012年の16.3%と比較し、2.4%の改善が見られる。児童養護施設の子どもの進学に関して改善している。

引き続き、モニターしつつ、改善をさらに広げ、全ての子どもたちが夢を持って成長していける社会の実現を目指し、策定から4年以上経過した「大綱」の見直しを進める。

パンフレットの紹介：これまでの日本の貧困に対する取り組みが書かれており、取り組みには、公的セクター

だけではなく、民間企業、団体、住民も含め、社会全体で子どもの貧困の取り組みを進めることを実施している。「子どもの未来応援国民運動」と呼んでいる。このパンフレットは、ミッフィーで有名なオランダの絵本作家であるリック・ブルーナ氏が書いた子どもをイメージとして使用している。これを社会全体の啓発ツールとして活用している。パンフレットだけではなく、ポスター、バッジなどを活用している。日本政府が国を挙げて子どもの貧困対策を行っていることがわかれると考える。

1 1. 子どもへの暴力・体罰の禁止に関して



・法務省 真鍋氏

体罰の禁止、特に親から子どもへの体罰の禁止に関する質問について。

「懲戒権」を民法に定めているが、懲戒権に体罰が含まれるのかについては、「体罰に関する定義」が明確でないので、答えられない。しかし、「懲戒権」は、子どもの利益のために行使されるべき。子どもの監護や養育に最低必要な部分のみ行使されるべきである。

1 2. サンドバーグ委員質問の家庭内での体罰に対する取り組みに関して



・厚生労働省 しま氏

児童虐待防止法第2条で児童虐待の定義を明確化し体罰は禁止している。幅広く児童の福祉を害する行為や不作為も禁じている。

2016年の児童虐待防止法改正に於いて、親権者は児童の躰けに際して、監護や教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと明記した。

日本には「愛の鞭」の考え方がある。子どもを叩いてでも教育するという考え方がある。これを無くす取り組みとして、「子どもを健やかに育むために愛の鞭ゼロ作戦」というリーフレットを作成し、体罰や暴言による脳の発達に深刻な影響を及ぼすことを、科学的な資料を掲載して啓発している。「体罰は百害あって一利無し」と明記して家庭に配布し、周知している。

1 3. 予防のための取り組みが十分でないのではとの質問に関して

予防の取り組みが足りない事は認識しており、2016年から発生予防から自立支援の強化を進めている。「子育て世代包括支援センター」を全国に展開。「市区町村子ども家庭支援拠点」を拡張している。

児童虐待に関して、児童相談所の体制強化のために**弁護士**の配置を指示した。

法律等の施行後の実施状況は、2016年4月時点で720カ所だったのが、1106カ所と、380カ所

増えた。 2017年に「市区町村子ども家庭支援拠点」が40カ所増えている。

14. 児童相談所の職員の数が少ないのではとの質問に関して

児童福祉に携わる職員の専門性を図るため、各種研修、会議の場で条約の概念を含め周知しており、今後も継続する。2016年の児童福祉法の改正で、児童相談所の福祉士、職員の研修の受講が義務づけられている。到達目標は、子どもの権利条約の各項目を設定している。

2018年12月に、児童相談所の体制強化のプランを立てた。

児童虐待を中心的に担う児童相談所の職員は、2018年度に3,426人であったが、2020年度には5,260人に増員する。職員の資質向上のために市町村に対する支援強化がプランの中に入っている。

厚労省では、「189」という3桁の繋がりやすい、国民が分かりやすい（電話）番号を用いて速やかに児童相談所、市区町村に届けられるように周知し、毎年、11月を「虐待防止月間」と定め努力している。「189」届け出番号は、24時間365日通じるホットラインである。ここに多くの電話を受けている。

15. 学校における体罰に対する質問に関して



・文科省 山本氏

児童生徒の基本的な人権に配慮し、1人1人に配慮した人間味のある温かい指導が行われなければならない。教職員による体罰は絶対にあってはならない。日本の法律でも体罰の禁止は明記されている。

教職員の人事権を持っている教育委員会は、サービス指導資料、研修の充実で、体罰の撲滅に取り組んでいる。違反した教師は職務規程違反とし懲戒処分。体罰を含む、法律違反があれば、教職員に対する懲戒処分とする事で、学校現場での体罰の撲滅に取り組んでいる。

16. イジメに関して



・文科省 福間氏

イジメなどをテーマとした講演会、啓発冊子の配布などを行っている。

漫画やイラストを多く使い子どもに親しみやすいような啓発冊子を作り使用している。

授業に於いて、イジメなどの人権問題を考える時間を作り、思いやり、命の大切さ等を理解させるため、人権教室を主に小・中学校で行っている。

全国の法務局に人権相談所を設け、「子どもの人権110番」料金受取人払いの「子ども

の人権 SOS ミニレター」や、「インターネット相談受付システム」で子どもに関する相談に応じている。人権侵犯の疑いがある事案は、人権侵犯事件として調査を行い適切な措置を講じている。

・文科省 山本氏

学校でのイジメの防止 2013 年として、イジメ防止対策法を作り、イジメの早期発見、対応のため国としての基本的方針を示し、各学校に対応を求めている。スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーなどの配置拡張も行っている。

イジメの積極的な認知のために、2016 年度から各地の教育委員会へ文科省職員を派遣して教育している。

17. どうやって子どもを助けるのかとの質問に関して

児童生徒から事実関係の聞き取りを行い、家庭訪問などの詳細調査を行い、複数の教職員で見守りを行い、安全の確保している。スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーなどの外部の専門家によっても対策を講じている。

18. <委員からのフォローアップ>

・サンドバーグ委員

1. 子どもたち自身が、措置やプログラムの策定に参加しているか？子ども自身に発言権があれば効果があると考えます。

2. 親による体罰に関し、必要以上に子どもを罰する事は良くない。何らかの形での身体的力は、これを使用する場合も、必要最小限の力での押さえ込み、親によるものや教師によるいかなる暴力も全面的に容認しないということだ。軽く「叩くだけ」でも禁止すべきであると日本政府に考えて貰いたい。

19. ウインター委員長からの質問

これらのパンフレットなどを、どれほどの生徒や子どもが手にして使っているのかの統計はあるか？自らも日本に行って調査をしたが、イジメに対して、この問題を学校に持ち込むと、さらに虐められると聞いている。

「必要な範囲の中で」とは、誰が決めるのか。虐待があった場合は、社会的組織か、裁判所か、親なのか？利害が絡む問題であるので、明日答えて貰っても良い。

・杉浦氏 → 法務省 福間氏

どれくらい相談、啓発の資料を使っているかだが、「子どもの人権 SOS ミニレター」は、2017 年度では、

12,975通受け取っている。

このミニレターがきっかけでの人権相談を実施した数は、16,005件である。

20. 「安全な学校宣言」に関してサンドバーグ委員質問

・大鷹審議官

「安全な学校宣言」は日本では注目を浴びている。様々な省庁で、学生によるロビー活動も行われている。この問題は、日本の国会でも提起されており、真剣に受け取り話し合っている。この宣言に関して考えた場合、戦闘地域での生徒たちの安全面と教育面に関することであり、基本的に政府はこれに関して全面的に援助できるが、細かい点を見ると、様々な規定やガイドラインがある。国際人権法の越えた様々なものがある。日本における安全保障の現在の状況を見ると、将来、日本が採るべき防衛上の対策を考慮しなければならない。この時点で、日本政府は「安全な学校宣言」の基本趣旨はサポートできるが、日本政府としての直接的援助はしていない。

・杉浦課長

いくつかのNGOの助けを得て、ガイドラインの草案を作ったが、海外で行われる自国の戦闘行為に関してのものであると考える。日本には平和憲法があり、自衛隊は海外での戦闘作戦に加わらないので状況が違う。

自衛隊に関して考えた場合、国土防衛、学校の子どもを含む国民の防衛が主であるため、我々の見方は異なっている。よって、「安全な学校宣言」は、日本に当てはまらない。

21. 性的搾取とビジネスの関係に関して（サンドバーグ委員質問）

・警察庁 たかた氏

児童買春、児童ポルノなどの子どもの性被害は、子どもの権利を著しく侵害し、その心身に有害な影響を及ぼす悪質な犯罪であることから、警察では積極的な取り締まりを行っている。子どもの性被害防止に向けて、2017年4月から、内閣総理大臣を長とし、全ての閣僚をメンバーとする「犯罪対策閣僚会議」に於いて、「子どもの性被害防止プラン」を策定し、政府全体で、児童ポルノ等の子どもの性被害防止に向けた国民意識の向上、被害を受けた子どもの保護や支援、取り締まりの強化等の総合的取り組みを推進している。今後も、関係機関、団体や民間事業者等との緊密な連携を図り、子どもの性被害防止に向けた取り組みを推進する。

22. 包括的な法律に関して（カゾバ委員質問）

既に回答を行ったが、憲法14条が一般法よりも優先される。補足の必要があれば法律を作る。

23. 最低婚姻年齢の変更に対する質問に関して（カゾバ委員質問）

・法務省 真鍋氏

日本は民法改正を行い、女性の婚姻年齢を18歳にした。これは、2022年4月1日から施行される。2022年4月1日時点で既に16歳になっている女性については、18歳未満であっても、結婚はできることになっている。法律の施行は、施行の日付けが明確でなければならないという要請によるものである。この民法改正には、移行措置（経過措置）はない。

・カゾバ委員

今の説明で、経過措置がないことが理解出来た。

国会においての嫡出子・非嫡出子に関しての反差別に関してに話を戻せないか。

24. カゾバ委員質問の「非嫡出子」という文言を法律から削除しないのかに関して

・法務省 真鍋氏

嫡出子・非嫡出子は、現在の戸籍に於いては、戸籍の運用規則の一部が2014年に改正されており、嫡出子・非嫡出子の区別は、戸籍上では分からないようになっている。

従来は、嫡出子の場合「長男」や「次女」となっていたが、非嫡出子の場合「男」「女」となっていた。現在、このような区別はなく全て嫡出子と同じ記載になっている。

「嫡出子・非嫡出子」という法律概念を廃止すべきではないかとの質問だが、現状は廃止を考えていない。民法で「法律婚主義」を尊重するとなっている。法律婚を尊重する意識が国民内に幅広く浸透しているという理由があるためである。

嫡出子と非嫡出子の相続分に区別があることを憲法違反であるとした最高裁判決でも、嫡出子と非嫡出子の存在が法律婚主義によるもので、法律婚自体は認めている。

「嫡出子」「非嫡出子」という呼び方は、「法律婚制度」が家族制度の根幹に根ざしているため、廃止しない。

・杉浦課長

以前は、戸籍の記載に差があったが、現在、記載に差が無い。

子どもが生まれたと言うのは、「法的な結婚」に基づき生まれてきているという理解である。法的に見て日本では「誕生」よりも「結婚」に基づいているからである。

25. ロドリゲス委員のフォローアップ質問

出生が登録される時、出生証明自体を実際の運用として廃止したということか。

法律婚子と婚外子では、どのような区別がなされるのか。区別が残っているのであれば、どのような区別が

残っているのかを明確にして欲しい。

・杉浦課長

出生証明とは言わないが、家族の登録（戸籍制度）はある。その中で、以前はあったが、現在に於いて差はない。よって、公的な記録には差がないということ。

・カゾバ委員

現在、婚姻関係にあらうがなかろうが、嫡出子や非嫡出子という概念がないというが、もし、婚姻内で生まれた子どもで、それが男の子であれば、続柄は「長男」となる。もし、男の子が婚外子であれば、続柄は「女」と書かれる。（※委員の言い間違いであろう）

もし、日本のこのシステムに精通している人にとっては、この結果として、この子は婚外子であると明確にわかるのではないか。

最高裁での判決か解説かわからないが、決定されたとのことだが、最高裁は「2種類の子どもが存在する」としている。最高裁はどのような言葉を使って、法律婚の子どもと非嫡出子を表現したのか。

・杉浦課長

法務省の担当者が言ったのは、以前は「長男」や「次男」などの別があったが、現在は存在しないということ。我々は、「出生証明書」とはいわず。「戸籍制度」といっている。相続権に関しては、それは権利に関する事で、それが合法か違法かではなく、婚内子か婚外子かの違いである。我々には、「合法」か「違法」かという考えはない。

第一子は、出生証明書ではなく「戸籍」がある。戸籍に関して、最高裁が相続の権利に関して、「結婚の中で生まれたかのかそうではないのか」「正當に生まれたのか」「非正當にうまれたのか」などの考え方はない。



26. 最高裁がどのような言葉を使って判断の中で書いたのかに関して

・法務省 真鍋氏の補足

昔は戸籍上、嫡出子は「長男」「長女」「次男」「次女」との記載があったが、非嫡出子は男・女とだけ書かれていた。それを見れば嫡出子か非嫡出子かがわかっていて、戸籍の規則の改正で、現在はこの区別はない。

すでに昔生まれた「非嫡出子」に関しては、現在も「男」「女」と書かれたままになっているが、要請すれば、記載は変えられることになっている。改正後に生まれた子どもに関しては、区別はない。



27. カゾバ委員質問の最高裁はどう言っているかに関して

・法務省 真鍋

嫡出子、非嫡出子というコンセプト自体をを違憲だとは言っていない。我が国で「法律婚主義」は了承している。法律婚を正当であるということで、嫡出であること、非嫡出であることは、論理必然的に生まれてくる。

<委員からの追加質問・第2ラウンドの質問開始>

28. 家族環境と代替養育問題に関する再質問

・カゾバ委員

一般的に日本の国会では、どのように親子の関係が規制されているか。そして、一般的な代替システムはどのように組織されているのか。特に子どもの利益を最優先に考えて。

様々な問題を話し合う必要があるが、時間がないために最も重要な問題のみ質問をする。

離婚した人たちが、子どもに対して、単独監護権 (Sole Custody) ではなく、共同の監護権 (Parental Custody) を持つことができないという部分を変更できないのか。

単独監護権であっても、離婚したもう一方の監護権を持たない親や、子どもと同居していない親に対して、子どもの利益のため (意味のあるコンタクト) に、子どもに会う権利を与えられるという可能性はないのか。

現在の法的見地からの状況は、親が離婚した場合は、一方の親は、子どもとも永久的に離別させられているかのようだ。全ての関係が断ち切れ、その子どもを養子に出す場合にも、住居を共にしない、または、監護権を持たない親の意見は考慮されない。

代替養護に関して、問題リストの中の回答に、2014年に児童福祉法が改正され、「児童の福祉を保障するための原理」(家族的环境主義)と、「家庭における養育環境と同様の養育環境」が必要であると書かれており、2017年には、16歳以下は施設に収容してはならないとあるのは、非常に素晴らしいが、しかし、同じ回答の中に、日本政府の専門家委員会の提案で、16歳以下の子どもたちを家族的な環境の中で里親の中に入れるという、そして、7年間に75%という目標を出したとあるが、これは既に採択された戦略や予定なのか、議案の段階なのかを教えて欲しい。なぜ、75%なのか？ 子どもたちは、一切、施設に収容されるべきではないと考えている。そして、なぜ、7年間もかかるのか。これで何をしようとしているのか。

非常に多くの子どもたちが、家族から引き離されてしまうことに大変危惧している。日本の親の何がわるいのか。なぜ、子どもが引き離されなければならないのか。子どもを親から引き離すのに、何らかの明確な基準に基づいた指針があるのか。

子どもから離されてしまった親たちに対する社会的、精神的な援助を提供しているのか。様々な問題を抱えた親たちが、子どもたちと引き離されることを阻止するための何らかの予防措置を講じているのか。

何故、いつも子どもを引き離すことを決めるのが児童相談所なのか。なぜ、裁判所が関わっていないのか。裁判所が関わった場合、2ヶ月間もその件を裁判所が判断するのに要するのか。長すぎると考えないか。

子どもが危険に直面しているのであれば、早急に引き離さなければならないことは理解できるが、その様な場合、普通は判決が最長でも、1日~3日くらいで出されなければならない。2ヶ月ではなく、十分に早けれ

ば良いが。これに関する計画はあるか。

親の意向にかかわらず、子どもが親から引き離された場合、子どもの意見はどうなるのか。

親から子どもが引き離されたときのほとんどの場合、なぜ、児童相談所の施設に入れられるのか。我々の理解では、そこは一次的に保護するのではなく、基本的に永久的な入所だが、なぜ、里親家庭に預けられないのか。なぜ、児童養護施設では、実の親と連絡を取り合うことができないのか。

児童相談所への資金に関して、どうなっているのか？ 収容する子どもの数で変わるのか？

より多くの子どもの入れれば、「奨励金」のようなものがあるのか。何故なら、収容する子どもの数と、それにかかる経費は相関関係にあるので。このシステムがどうなっているのかの説明を求める。

子どもの連れ去りに関してだが、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を批准したと書かれてあるが、国際結婚が増えている事や日本と海外を行き来して、多くの親の葛藤があることを鑑みれば、批准したのは良い事だが、子どもの連れ去りに関して、仲裁が効果的に上手くいっているのか。多くの場合は、双方の関与があるだろうが。

しかし、私が理解している限りでは、条約を正しく運用するには多くの障害があるようだ。

それは国内法が、連れ去りを行った親から強制的に子どもを取り戻せない。基本的に多くの場合、裁判所の返還命令を強制できていないということだ。この件に関して、現実の状況の説明を求める。または、これを変更する予定はないのか。

ハーグ条約の通りに、連れ去った親から引き離すのが子どもの利益にとって常に良いかと言え、そうでない場合もあるだろうが、問題は、ハーグ条約の下では、子どもを奪取するということが、子どもにとっての最善の利益にならないので、子どもを出来るだけ早急に戻すことが子どもにとっての最善の利益にかなうと思うが。

国境を越えた争いが多くなっていることを考えた場合、1996年の「子および成年者の保護」のためのハーグ条約と、2007年のその整備を批准するつもりはないか。

私の理解では、全ての養子は裁判所で決められているわけではないと思うが、全ての国内の養子縁組に関しては、裁判所の介入は必要はない。これに関して再考する予定はないか。

養子縁組には、常に親の承諾が必要な訳ではない。

国際養子縁組と国内養子縁組の定義に関して混乱があるが、日本政府は国際養子縁組に関する定義はどのようなものかを聞かせていただけたら有り難い。



29. ロドリゲス委員からの追加質問

障害を持っている子どもに関し、報告書の中に教育法に改正があったとある。

「特別教育」というのが、今では、障害を持っている子どもの教育というのは、こうした政策が、インクルーシヴ・エデュケーション（包括教育）の方向に向かっており、障害があるからといって、特殊な教育をするのではない。インクルーシヴ・エデュケーションを実施するには、費用もかかり、人材も必要である。障害を持っている子どものデータは、どのようにまとめて、どのように作成されているのか。これは、方針を策定するにも、適切な計画を作成するにも重要なことだ。どのような対策がなされるべきか。

様々な適切な計画を作成するわけだが、障害を持っている子どもというのは、どのような医療を受けられるのか。

障害のある子どもと仕事をしている専門家というのは、障害者に対する差別や偏見などに関する十分な研修を受けているのか。

公務員、国民全体の中で障害者に関する偏見、無理解もある中で、メンタルヘルスセンターにおいて、障害者のニーズ、学校での教育の支援をするなどで、どのような方針でどのような対策を行っているのか。

健康管理に関して日本はかなり高い確率で、「低体重児」がいるとのことだが、なぜそうなるのか？それに関する状況分析はどうしているのか？普通の体重の子どもを産むために、どういう対策をしているのか？

IRO Convention（国際難民機関条約）における妊婦の健康であるが、母乳で育てている親のデータなどは、どうやってとっているのか？

ユニセフによれば、日本の保健施設で、チャイルドフレンドリーな場所は3%だとしているが、この低さは何故か。また、改善策に関してどう考えているのか。

H I Vの母子感染の予防対策はどうなっているのか？

次は、若者や10代の健康に関する件であるが、HIVに関する懸念の広がりや、貧困率、学校における性的健康の認知に関して、日本では、人工中絶は非合法だが、10代の麻薬の使用などの問題にどのような対策を採っているか。

精神保健（心の健康）に関して、カゾバ委員が既に触れた自殺、イジメに対する対策はどうなっているのか。

A D H Dに関しては、どうするつもりか、注意散漫な多動の子どもはどうするのか。
特に精神保健で特別な対応が必要な人への戦略はどのようなものか。

この様な問題で苦しむ10代を助けるためにどのような対策をしているのか。

家族による虐待を受けて精神保健施設へ入所させられていると聞いているが、どのような「基準」で、子どもたちにメンタルヘルスケアを受けさせているのか。

福島に関しては、横断的課題であるが、どのような措置をとっているのか？災害で苦しんできた子どもたちを助ける計画を詳しく説明して欲しい。

2012年の健康に関する特別報告者の報告では、甲状腺癌の子どもが多いと言われていたが、メンタルヘルスに加えストレスを抱えている子どもへの対策は？

被災地の一部は住めなくなっている地域があると思うが、そこに住んでいた子どもたちに対してはどのような対策を講じてきたのか。

O P S Cによれば、コーディネーション施設、性的搾取への行動計画を作る、その様な人たちへの施設も作

っているとあるが、どのような進展があるのか。

・スケルトン委員

幼児教育についてだが、待機児童の対策として2018年までに535,000人の追加的な受け皿を増設するという公約の達成が厳しいと書いてあるが、予定通り達成出来たのか、それとも、達成する目標年を延期したのか。

委員会は、日本政府に対して、教育における高い競争に子どもたちが晒されていることを非難するが、教育での自殺、落伍者への対策、政府の研究はどのようなものか？

政府は、どのような対策を行ったのか。政府はその結果に満足なのか。日本の教育制度は、子どもたち（学力が高くない子どもも含む）にとって、悪い影響はないと言い切れるのか。

自由時間や余暇について、以前、委員会が日本政府に対し勧告を行ったが、子どもの余暇に関する時間やその内容について、政府は何らかの変更を行ったのか。

2013年の「教育に対する差別」に関してだが、朝鮮学校に対しての補助金に関する勧告が出ていたが、対応したのか？

2013年の報告で、児童相談所に多くの外国人がいるとあるがその対処は？

少年法の3条 虞犯（ぐはん）少年に対して、犯罪を犯していないのに家裁に出されたり少年院に入れられたりする自由を剥奪するものは良くない。身体的制約の中での子どもたちの弁護は、どうなっているのか？

全ての子どもが少年裁判所に出るわけではないので、自白を強要されてないか。

16歳から14歳に処罰可能な年齢が下げられたそうだが、犯罪の対象年齢を高める事は考えないのか？

心理学者、専門家の助言を得るとあるが、死刑は18歳以上で死刑可能か？

少年正義に関して反していないか。無期刑は10年と書いてあるが、7年間で施設から出ることが出来るとも書いてある。この差は何か。

少年鑑別所と少年院との違いは何か。どのくらいの間、子どもたちを入れているのか。

親と会うのは月1回？2回？ 犯罪者であっても、自分の親との面会を制限する理由は？

無期刑は子どもたちの行動でかわるのか？

レイプに関しても、男女平等になったとのことだが、時効はどうなっているのか？

民法で損害賠償を行えるのか？

青少年の性犯罪者への更正に関してはどうしているのか。

以上が、第1日目の会議のサマリーである。

以下は、日本政府からの以前の回答で、児童相談所による子どもの引きはがしに関する部分である。

30. 子どもの権利委員会からの質問に対する日本政府の委員会への回答の一部抜粋

子どもの権利委員会からの質問：

5.(2) 児童相談所が運営する一時的な児童保護施設の評価システムに関する最新情報を提供して下さい。

日本政府の回答：

55. 一時保護所は、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行う必要があることから、その運営等に対して自己評価及び外部評価を行うことが重要であると考えている。

56. このため、厚生労働省においては、児童相談所の一時保護に対する第三者評価の取組として、
・ 2017年度予算において、都道府県等が、子どもの虐待や権利擁護に知見を有する者を評価委員として選任し、一時保護所の運営につき、評価委員から評価を受けた場合の費用を補助する仕組みを創設した。
・ また、子ども・子育て支援推進調査研究事業を活用し、第三者評価の評価基準を作成し、2018年度に当該評価基準を基に第三者評価の仕組みをモデル実施することとしている。

子どもの権利委員会からの質問：

5.(3) 離婚後に双方の親との関係を維持する児童の権利がどのように確保されているかについて説明して下さい。

日本政府の回答：

57. 父母が離婚する場合には、父母は、その協議によって、子と、その子を監護しない者との間の面会その他の交流について必要な事項を定めるとされており、父母の間でこれらの協議が調わないとき及び協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるとされている（民法第766条第1項第1文、第2項、第771条）。この定めをするに当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされている（民法第766条第1項第2文、第771条）。

58. 家事調停や家事審判等で面会交流の取り決めがされている場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用することができる（家事事件手続法第289条第1項、第7項）。

59. 家事調停や家事審判等で面会交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合には、強制執行として、間接強制（一定の期間内に履行しない場合に間接強制金を課すことで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会交流の実施を促す手続）を利用することができる。

60. 国の委託事業である「養育費相談支援センター」において、離婚後の親子の面会交流の取決め等に関する相談支援を実施するとともに、地方自治体において、面会交流の実施に向けた連絡調整や面会交流を行う際の付き添い等の支援を実施している。

61. また、子が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）に基づく面会交流援助の対象である場合には、裁判外紛争解決手続（ADR）を通じた話合いの促進や面会交流支援機関を通じた面会交流の側面支援など、政府として様々な形で当事者を支援している。

子どもの権利委員会からの質問：

11. 庇護を求める児童の身柄拘束及び両親からの分離を防止する法的枠組みを整備するために取られた措置があれば、かかる措置に関する情報を委員会に提供して下さい。また、庇護を求める児童が社会的サービスにアクセスできる場合、当該アクセスに関する情報も委員会に提供して下さい。

日本政府の回答：

(収容について)

98. 児童に限らず、難民認定申請時に正規在留中の者は、収容されることはない(2018年上半期になされた難民認定申請のうち、約96%は正規在留者からの申請である)。

99. 児童に限らず、在留資格を持たない者が難民認定申請をした場合、逃亡のおそれがあるなど一定の除外事由に該当する場合を除き、仮滞在許可がなされ、収容されることはない。

100. 難民認定申請中の児童に限らず、児童の退去強制手続については原則、監護する親とともに在宅で調査を進め、収容を行わずに対応している。

101. やむを得ず収容する場合であっても、人道的配慮の観点から、収容した当日中に仮放免するなど最短の収容となるようにしている。

102. このような措置を執ることができない場合であっても、退去強制手続や難民認定手続を他の者より優先して処理するなどして、必要最小限の収容にとどめるようにしている。

(親からの隔離について)

103. パラ97～99に記載されているような措置が執れない特殊な事情があり、児童を親とともに収容することとなった場合には、収容施設の運営上可能な範囲で、親と同室に収容するなど配慮している。

104. 施設の事情等から児童を親と同室にできないような場合には、他の成人被収容者から受ける影響が最小限となるよう居室の割り振りに配慮しているほか、児童と親が面会する機会を確保するなど配慮している。

(児童相談所や児童家庭支援センター)

105. 市区町村において、子どもから直接相談を受け付けるなど身近な場所における子どもの福祉に関する継続的な支援を行っている。また、都道府県等の児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援を行っている。

106. このほか都道府県等の児童家庭支援センターにおいても、子どもの福祉に関する相談や必要な支援を行うほか、児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行っている。

107. 児童相談所において、子どもから直接相談を受け付けているとともに、必要に応じて一時保護や施設への入所等の措置を行っている。

(条約難民認定申請者の保護費)

108. 条約難民認定申請者（含む、児童）のうち、生活困難な状況にある者については、政府から委託を受けた財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部によって、保護費が支給されている。また、2002年8月の内閣官房難民対策連絡調整会議の決定により「条約難民に対する定住支援等」の新たな対処方針を定めて、条約難民に対しても日本語教育、職業訓練、生活援助資金、定住手当の支給、教育訓練援助金等の条約難民（含む、児童）に対する定住支援施策の枠組みを新たに構築した。

3 1. 作成および採択の経緯（日本政府）

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准を行いました。（同年5月22日に我が国について効力発生）。

この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10年間にわたって行われた審議の成果です。

この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。

1924年

「ジュネーブ宣言」が国際連盟で採択される。

1959年

11月20日、「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択される。

1978年

ポーランドから国連人権委員会に「児童の権利に関する条約」の草案が提出される。

1979年

国際児童年。国連人権委員会は、ポーランド案を検討し、最終草案を作成するための作業部会を設置する。

1980年

「国際的な児童の奪取の民事上の側面に関する協定」（ハーグ条約）がハーグ国際私法会議で採択される。

1985年

「少年司法の運用のための国際連合最低基準規則」（北京規則）が国連総会で採択される。

1986年

「国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」が国連総会で採択される。

ユニセフ執行理事会は「児童の権利に関する条約」の草案作りに全面的に協力することを決議する。

1989年

「児童の権利に関する宣言」採択30周年記念日の11月20日に、「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択される。

1990年

1月26日、「児童の権利に関する条約」は、その支持を表明する署名のために開放され、61カ国が署名をする。

9月2日、「児童の権利に関する条約」が発効する。

9月21日、日本が109番目の署名国となる。

9月29、30日、「子どものための世界サミット」が国連本部（ニューヨーク）で開催される。

1991年

1月26日、「条約」が署名のために開放されてから1周年の記念日までに、130カ国が署名、70カ国が批准を終える。

2月27日、「条約」締約国の第一回会合がニューヨークで開かれ、児童の権利委員会の10人の委員が選出される。

1994年 4月22日、日本が「条約」を批准し、158番目の締約国となる。

1995年

児童の権利委員会の委員数を10人から18人へ増大する「条約」の改正が、「条約」締約国の会議で採決され、国連総会において承認される。

2000年

5月25日、「条約」の二つの選択議定書（「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」）が国連総会で採択される。

2002年

1月、「児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が発効する。

2月、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が発効する。

5月8日～10日、「国連子ども特別総会」が国連本部（ニューヨーク）で開催され、成果文書「子どもにふさわしい世界」が採択される。これを機に、5月10日、日本が両選択議定書の署名国となる。

2004年

8月2日、日本が「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、75番目の締約国となる。

2005年

1月24日、日本が「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准し、90番目の締約国となる。